

報告第17号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

豊川市長 竹本幸夫

(建設部関係)

1	専決年月日	令和2年8月18日
	相手方	豊川市在住の児童の保護者
	損害賠償の額	37,908円
	概要	令和元年7月14日午後3時頃、豊川市金屋元町2丁目46番2地先の市道において、道路に張り出した街路樹の枝が自転車を運転していた児童に当たり、当該児童が負傷した。
2	専決年月日	令和2年10月9日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	20,444円
	概要	令和2年7月14日午後7時30分頃、豊川市下野川町1丁目73番地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。
3	専決年月日	令和2年10月20日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	172,979円
	概要	令和2年8月9日午後3時頃、豊川市小田渕町3丁目71番1地先の市道において、相手方の運転する自動車が鉄道の高架下を通過しようとしたところ、路面が高くなっていたため高架の桁部分に接触し、当該自動車の一部が破損した。

4	専決年月日	令和2年10月27日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	18,953円
	概要	令和2年9月22日午前8時30分頃、豊川市牛久保町高原77番1地先の市道において、相手方の運転するトラクターが、崩れた路肩から道路脇に落ち、当該トラクターの一部が破損した。